

資源循環型里山林整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、里山の利用が減少し、放置が進んでいる市内の里山林において、良好な生活環境や景観、生物多様性の向上を図ることを目的とし、里山林整備を行うとともに伐採した木竹を循環資源として利用するための事業を行う者に対し補助金を交付するため、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、市内の里山林において、第1号に定める里山林整備事業を行ったうえで、当該事業により伐採した木竹を利用して第2号に定める循環利用事業を行う事業とする。ただし、本要綱に基づく補助金のほか、他の機関から補助金等の交付を受ける事業を除く。

(1) 里山林整備事業 別表第1に定める里山林整備基準に基づき、里山林を500平方メートル以上整備する事業

(2) 循環利用事業 別表第2に定める循環利用基準に基づき、木竹を利用した製品の開発及び製造を行い、かつ、当該製品の販売又は、普及啓発を実施する事業

2 前項に定めるもののほか、里山林の良好な管理を目的として、里山林整備事業で伐採した木竹であって循環利用事業に利用しないものを有効活用する事業についても補助金の交付対象とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に定める事業の実施に係る経費のうち、別表第3に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、予算で定めた額の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条に定める事業により生ずる収入が補助対象経費の2分の1を超過する場合は、超過した額を補助金の額から減額するものとする。

3 前2項により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象要件)

第5条 補助金交付の対象となる者は、第2条に規定する補助対象事業を行うことができる個人又は団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金交付の対象から除外する。

(1) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条第1号から第3号までに該当する者。

(2) 三田市から課税された税を滞納している者。

(3) その他市長が不適切と認める者。

(交付申請)

第6条 前条の補助対象要件を満たし、補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 資源循環型里山林整備事業計画書

(2) 土地の使用承諾書の写し

(3) 収支予算書

(4) 位置図（事業地面積が確認できる図面等）

(5) 事業実施前の写真

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に規定する収支予算書は、科目ごとに積算基礎を明らかにし提出しなければならない。なお、人件費を経費として計上する場合は、当該収支予算書に賃金規定等を添えて提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するものとする。この場合において、必要に応じて資源循環型里山林整備事業計画書に記載の事業実施予定地の調査を行うことができる。

2 市長は、前項の審査により申請が適当と認めるときは、規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受ける者は、事業完了後に、規則第11条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 里山林整備事業及び循環利用事業の実施状況が確認できる書類及び写真
- (2) 第2条第2項に規定する事業を実施した場合は、当該事業の実施状況が確認できる書類及び写真
- (3) 領収書、内訳書その他事業に係る収入及び支出が確認できる書類の写し
- (4) 事業評価シート
- (5) 収支決算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

付 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象里山林	1 m ² 当たり概ね5本以上の竹が生えている竹林又は概ね過去5年以上整備が行われていない里山林とする。
整備内容	<p>(1) 森林の整備に関しては、多様な樹種が繁茂していることから、動植物が育つ明るい環境とするため、主に下草刈りや中低木の伐採などの整備を実施する。</p> <p>(2) 竹林の整備に関しては、竹の健全な発育を助けるため、概ね1.5 m²から2 m²に1本となるよう間伐を実施する。</p> <p>(3) 伐採した木竹は景観等に配慮し一定範囲に集積又は、里山林から持ち出し処分する。</p>

別表第2（第2条関係）

開発及び製造	里山林整備事業で伐採した木竹を利用した製品開発を行い、成果物としての製品を完成させる。
販売又は普及啓発	完成した製品は販売又は、製品の普及啓発を目的として配布することに努める。

別表第3（第3条関係）

費目	対象経費
人件費	事業に直接関与する者の実働時間のみを対象とする。 (人件費を経費として計上する場合は、賃金規定等を定めていること。)
旅費	交通費
需用費	事務用品費、消耗品費、印刷製本費、燃料費など
役務費	通信費、運搬費、手数料、保険料など
委託費	他の事業者等に行わせるための経費。ただし、交付申請前に三田市と補助金交付対象範囲について、委託内容を事前協議し、承認を得たものに限る。
使用料及び賃借料	施設使用料、備品・機材・車両借上料、駐車場使用料など